

平成 29 年度 4 月 韮崎市農業委員会 農地部会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 4 月 24 日 (月) 13:30~14:30

2. 開催場所 韮崎市役所 別館 201 会議室

3. 出席委員 (24 人)

1 番	橋本 さゆり	14 番	伊藤 啓子
2 番	横内 守夫	16 番	横森 金蔵
3 番	横内 佳昭	17 番	中込 行雄
4 番	小室 裕邦	18 番	伊東 竹代
7 番	石合 之貴	19 番	小泉 晴利
8 番	柳本 進	22 番	遠藤 章
9 番	湯舟 征夫	23 番	上村 武男
10 番	小田切 博道	25 番	山本 昭
11 番	樽林 一孝	27 番	杉本 勝
12 番	廣瀬 勝典	28 番	中島 尚武
13 番	小林 徹		

欠席委員 (4 名)

6 番	田中 俊一	20 番	望月 由勝
21 番	保坂 今朝利	24 番	大柴 義勝

4. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名	
第 2	会議書記の指名	
第 3	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による申請の承認について	6 件
	議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について	4 件
	議案第 3 号 経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地 利用集積計画の承認について	9 件
	議案第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項による届出について	1 件
	議案第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	2 件

5. 農業委員会事務局職員

書記局長	戸島 雅美
書記次長	飯野 一伸
書記 (主幹)	梶 喜美子

6. 会議の概要

事務局長

只今から平成 29 年度 4 月韮崎市農業委員会、農地部会を開会いたします。はじめに、中島会長よりあいさつをお願いします。

会 長
(会長あいさつ)

事務局長
次に小田切農地部会長よりあいさつをお願いします。

小田切農地部会長
(部会長あいさつ)

議 長
各委員におかれましてはご苦労様でございます。只今より農地部会をはじめます。
委員各位のご協力をお願いします。

事務局長
それでは、会議規則により小田切農地部会長に議事の進行をお願いします。

議 長
本日、出席委員は 16 名中 15 名で、定足数に達しておりますので農地部会は成立しております。
次に、韮崎市農業委員会会議規則第 2 2 条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

(異議なし)

では、3 番 横内委員、4 番 小室委員をお願いいたします。会議書記には事務局職員の飯野氏と柵氏を指名いたします。
なお、韮崎市農業委員会会議規則第 1 2 条により農政部会委員の出席を許可します。そして、発言についても同会議規則第 1 3 条に基づき議長が指名することで発言してください。それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いします。

事務局長
それでは概要説明に入らせていただきます。

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	6 件	15,101.61 m ²
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	4 件	2,145 m ²
議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の承認について	9 件	19,448.93 m ²
議案第 4 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について	1 件	9,682 m ²
議案第 5 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	2 件	1,325 m ²

次に、会務報告ですが、4 月 7 日、山梨県農業会議常設常任議員会議に中島会長と事務局飯野が出席しました。

議 長
ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

なお、受付番号3番には、横森 金蔵委員が申請人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条・議事参与の制限により、この議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。議案終了後に入室・着席してください。

事務局

それでは、議案集1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが6件であります。

受付番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

受付番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

受付番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）贈与による所有権移転の申請であります。

受付番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

議 長

これより質疑に入ります。質問、意見等がございますか。

（質問意見なし）

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、受付番号1番から6番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第1号、受付番号1番から6番は原案のとおり承認いたしました。

議 長

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は4件であります。

受付番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）葎崎インター南300mで、駐車場として一年半の一時転用の申請であります。

受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）塀の傾き解消のための申請であります。

受付番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）後継者が家を建てるための申請で

あります。

受付番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）後継者が家を建てるための申請であります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からの報告になります。

受付番号1番について小林委員お願いします。

小林委員

農地として整備されており、使い道はあります。事業所拡大のための駐車場がないということで一時転用もやむをえないと考えます。

議 長

次に受付番号2番について小室委員お願いします。

小室委員

申請地の一部はすでに庭になっていて管理されているようです。今後の耕作地としての価値はなく、周辺農地への影響もありません。ブロック塀が傾いているため、新たに塀を造りたいとのことなので、許可相当と思われます。

議 長

次に受付番号3番、4番について中島会長お願いします。

中島会長

3番・4番とも後継者の住宅建築ということで、周辺農地への影響もないので許可相当と考えます。

議 長

これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、受付番号1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第2号、受付番号1番から4番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第3号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集5ページをご覧ください。葦崎市農用地利用集積計画の承認を求められています。新規の利用権設定の計画が8件、再設定の計画が1件です。

受付番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：10,560円/10a、作物：水稲、期間：5年、新規設定です。

受付番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：87,489円/10a、作物：ぶどう、期間：15年、新規設定です。

受付番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：6,640円/10a、作物：ぶどう、期間：15年、新規設定です。

受付番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：11,759円/10a、作物：ぶどう、期間：10年、新規設定です。

受付番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：10,052円/10a、作物：水稲、期間10年、新規設定です。

受付番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借で、作物：玉ねぎ、期間：5年、新規設定です。

受付番号7番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借で、作物：水稲、期間：10年、新規設定です。

受付番号8番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借で、作物：水稲、期間：20年、新規設定です。

受付番号9番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：10,025円/10a、作物：水稲、期間：5年、再設定です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長

これより、質疑に入ります。

（発言なし）

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、受付番号1番から9番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第3号、受付番号1番から9番は原案のとおり承認いたしました。次に、議案第4号、「農地法第3条第1項の規定による届出について」、議案第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を、一括して議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

（事務局説明）

議長

議案第4号は届出、議案第5号は通知のため質疑は省略します。

以上で、本日の議案の審議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議 長

それでは、以上をもちまして平成29年度4月蕪崎市農業委員会農地部会を閉会いたします。

事務局長

湯舟農地部長職務代理閉会のあいさつをお願いします。

湯舟委員

あいさつ

事務局長

ありがとうございました。

議事に参与した者の職、氏名

飯野 一伸 書記

梶 喜美子 書記

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

署名委員_____

署名委員_____